

事業費補助金調査票(表)

補助金名	民間建築物吹付けアスベスト対策補助金
------	--------------------

担当課	土木部 建築住宅課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	08	01	02	25	- 01
事業名	民間建築物吹付けアスベスト対策事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	国補					
補助の種類	事業					

R5実施計画額	1,200	千円
R4 予算額	1,200	千円
R3 決算額	0	千円
R2 決算額	0	千円
R1 決算額	0	千円
H30 決算額	0	千円
H29 決算額	0	千円

事業の趣旨・目的	建築物の所有者等に対し、アスベストの分析調査又は吹付けアスベストの除去等に要する経費の一部を補助することにより、吹付けアスベストの除去等を促進し、もって建築物におけるアスベストの飛散による健康被害を予防するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】								
	開始年度	平成 24 年度			・補助対象建築物の所有者 ・市税の滞納がない者								
根拠法令等	(市) 成田市民間建築物吹付けアスベスト対策補助金交付規則			経費	【補助対象経費】								
	(国) 社会資本整備総合交付金交付要綱				・アスベストの分析調査に要した経費 ・吹付けアスベストの除去等に要した経費								
留意事項				補助率	【補助率】								
					・分析調査 補助対象経費相当額(上限25万円) ・除去等 補助対象経費の2/3以内(上限120万円)								
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【国県等の補助率】								
	金額	件数	割合		国:市補助額の1/2(除去等に限る)								
	全体事業費	0			【近隣自治体の補助率】								
	うち市補助金	0	0		0.0%	・千葉県:分析調査10/10(上限25万円) 除去等2/3(上限100万円)							
	うち国補助	0			0.0%	・船橋市:分析調査10/10(上限10万円) 除去等2/3(上限120万円)							
	うち県補助	0			0.0%	・白井市:分析調査10/10(上限25万円) 除去等2/3(上限120万円)							
自己負担	0		0.0%	※令和4年4月現在、千葉県内で類似の補助制度を実施している市は、千葉県、船橋市、白井市及び成田市の4市のみ									
				成果指標: 交付件数	(単位:件)								
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">年度</th> <th style="width: 50%;">数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> </tr> </table>		年度	数値	令和3年度	0	令和2年度	0	令和元年度	0
年度	数値												
令和3年度	0												
令和2年度	0												
令和元年度	0												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる「安全・安心に暮らせるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	いいえ	健康被害の予防及び生活環境の保全を図るという観点から重要性は認められるが、近年実績がないことから市民ニーズが確認できない。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 R1年度:0件、R2年度:0件、R3年度:0件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	いいえ	近年実績がないことから、効果が確認できない。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	休止		
所見	本補助事業は、民間建築物の吹付けアスベストの除去を促進し、建築物におけるアスベスト飛散による健康被害を予防するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としたものであるが、補助を開始した平成24年度以降は実績がなく、必要性が確認できない状況であることから、補助は一旦休止とする。 しかしながら、現在においても、吹付けアスベストが施工されている民間建築物が存在している可能性はあるため、国の動向や市内の状況を注視し、次回の見直しで改めて検討する。		